

特集 2018年を振り返る

第4章 信用補完制度の改正

——信用保証協会の取組みと中小企業診断士の
進むべき道



佐々木 祐人

東京都中小企業診断士協会城南支部

政府は、中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループにおいて検討された内容を取りまとめた最終報告書を受け、第193回国会に「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。本改正法は平成29年6月に成立し、平成30年4月1日より施行された。

本章では、改正内容と改正を受けた信用保証協会の取組みについて解説し、今後の中小企業診断士の進むべき方向性を考察したい。

1. 信用補完制度の概要

信用補完制度について説明する。一般に、中小企業は信用力に乏しく、民間金融機関だけで資金繰りを円滑に進めることは困難である。そのため、各地の信用保証協会が、事業者の民間金融機関からの借入れに対して保証を行い、返済が滞った際には、代わって債務の支払いを実施している。これを代位弁済という。

現行の信用補完制度は、以下の2つの保証制度を柱としており、各々最大で2億8千万円まで保証が可能となっている。

- ・一般保証：信用保証協会が融資額の80%を保証し、20%を金融機関が負担（責任共有制度）。ただし、小規模事業者や創業者等に対しては信用保証協会が100%保証。
- ・セーフティネット保証：自然災害時や構造

不況業種を対象に、一般保証とは別枠で融資額の原則100%を信用保証協会が保証。

2. 信用補完制度の改正内容

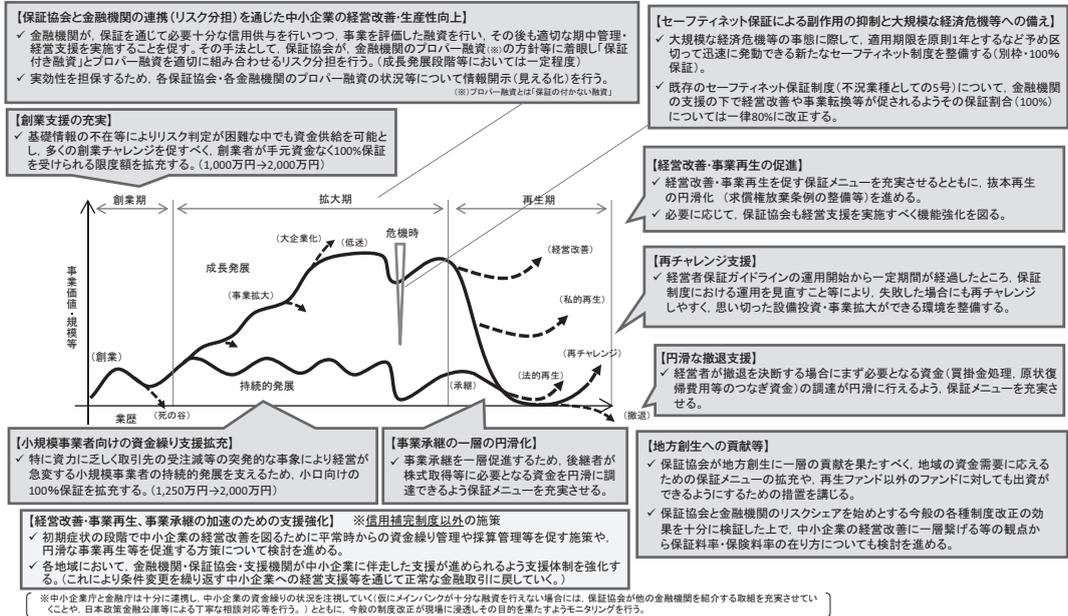
(1) 制度の見直しの考え方

信用補完制度は、中小企業がライフステージのさまざまな局面で必要とする資金需要に対応するための重要な制度と位置づけられる。なお、中小企業がライフステージで必要とする制度支援は「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて（概要）」（図表1）に詳しい。

一方で、信用保証の副作用も指摘されている。信用保証への過度な依存が進んでしまうと、金融機関にとっては、事業性評価融資やその後の期中管理や経営支援への動機が失われてしまい、中小企業にとっても資金調達が容易になることで、かえって経営改善への意欲が失われるのではないかということだ。

このため、これらの副作用を抑えつつ中小企業の資金需要にも的確に対応することを目的として、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考え方のもと、今般の改正が行われている。主な改正点として、大きく「中小企業の多様な資金需要への対応」と「信用保証協会と金融機関との連携支援」がある。

図表1 中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて (概要)



出典：中小企業庁「中小企業政策審議会金融ワーキンググループ資料」平成28年12月20日

(2) 中小企業の多様な資金需要への対応

今回、中小企業の資金需要への対応に関しては以下の点が改正されている。

これらのほかに経営改善・事業再生の促進、再チャレンジ支援、円滑な撤退支援、信用保証協会における出資ファンドの対象拡大などが見直されている。

①新たなセーフティネット制度の創設

リーマンショックや東日本大震災のような全国規模の危機時に、通常的一般保証とは「別枠」で、迅速に保証割合100%の融資を受けられる制度の創設。

②小規模事業者向けの支援拡充

小規模事業者が保証割合100%で受けられる融資限度額の大幅な拡充(1,250万円→2,000万円)。

③創業支援の拡充

創業者が手元資金なしで保証割合100%で受けられる融資の限度額を2倍に拡充(1,000万円→2,000万円)。

④特定経営承継関連保証の創設

事業を承継する経営者が、株式の取得等のために個人でも活用できる保証制度の創設。

(3) 信用保証協会と金融機関との連携支援

それぞれの中小企業の実態に応じて、プロパー融資(信用保証なしの融資)と信用保証付融資を適切に組み合わせ、信用保証協会と金融機関が柔軟にリスク分担を行っていくべく、さらなる連携を図ることが明記された。また、実効性を担保するため、プロパー融資割合がモニタリングされることとなっている。

さらに、中小企業に対する経営支援業務が信用保証協会の業務として明記され、仮にメインバンクが十分な融資を行えない場合には信用保証協会がほかの金融機関を紹介するといった取組みや、中小企業支援機関に資金繰りの相談がなされた場合には速やかに信用保証協会等につなぐといった取組みなど、信用保証協会と中小企業支援機関の連携による相談体制の強化を行うこととされた。

一方、不況業種を対象とするセーフティネット保証5号の保証割合が100%から80%に変更となった(別枠は維持)。

これら改正の内容を受けて、より信用保証への依存度を低くし、中小企業の経営改善や事業転換が促されることとなった。

3. 信用保証協会の状況と取組み

本改正法の施行に伴って大きく影響を受けるのは信用保証協会である。このため信用保証協会に着目し、本節でその取り巻く状況と本改正に伴う取組みを紹介する。

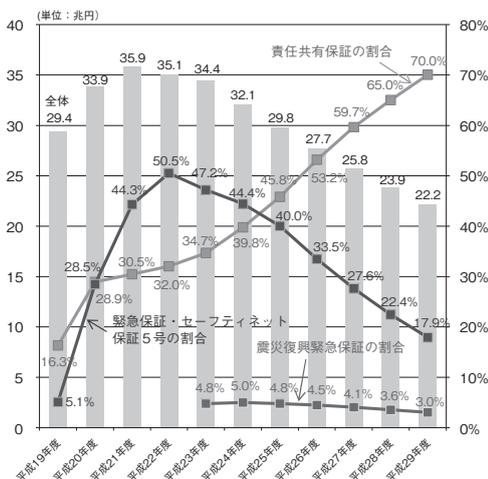
(1) 信用保証の状況

まず、信用保証協会を取り巻く状況を確認したい。

「保証債務残高の推移」(図表2)によると、信用保証協会のセーフティネット保証5号(平成20年10月～平成23年3月は緊急保証制度として実施)は保証承諾全体の50%を超えていたが、平成29年度には17.9%まで大幅に減少している。また、保証債務残高全体についても、平成21年度の35.9兆円から、平成29年度末では22.2兆円まで減少している。

今般の法改正により、プロパー融資が増えることで債務保証はさらに減ることも予想されるため、信用保証協会として中小企業に対して今後どのような形で支援するかを問われる状況にあるといえる。

図表2 保証債務残高の推移



出典：一般社団法人全国信用保証協会連合会「中小企業政策審議会金融ワーキンググループとりまとめを踏まえた連合会の取組みについて」平成30年7月9日

(2) 信用保証協会の取組み

信用補完制度改正後における信用保証協会の取組みを把握することを目的に、中小企業政策審議会第12回金融ワーキンググループが平成30年7月9日に開催された。

そこで取り上げられた信用保証協会の取組みを紹介する。

①全国信用保証協会連合会

信用保証協会全体の健全な発達によって中小企業者等に対する金融の円滑化を目的とし、全国51の信用保証協会を会員とする同会は以下の活動を行っている。

- ・協会間の情報の横展開に関する取組み：各協会の経営支援のベストプラクティスの展開や、専門性が高い抜本再生支援業務の実践的に活用できるマニュアルの展開など、協会全体でナレッジ共有の強化に取り組んでいる。
- ・人材育成に関する取組み：中小企業診断士や、それに準ずる企業内資格である経営アドバイザー資格の取得推進を行っている。信用保証協会職員全体で約6,000人に対し、経営アドバイザーは788名、中小企業診断士は470名が取得している。中小企業診断士はこの10年で2倍強に増加した。

②秋田県信用保証協会

同協会では金融機関との連携強化を目的に、従来行ってきた金融機関との協議会や勉強会などの取組みを強化するとともに、金融機関担当者と信用保証協会担当者の帯同訪問を開始した。

信用調査時に両者が中小企業者と一緒に面談することで「目線の共有」がなされる。また、本業の支援では専門家派遣時に両者が同行することで、「企業が抱える課題及び改善策の共有」が促されることとなった。

この取組みによって、金融機関の職員にとっては融資業務の実務経験を積むことができ、信用保証協会職員にとっては(普段面識のある金融機関担当者と帯同できることで)中小企業者により本音ベースでの話し合いができることとなった。また、直接面談することで、

信用保証協会側の担当者が金融機関の融資スタンスを感じ取ることができるようになった。

③千葉県信用保証協会

同協会では金融機関と連携する取組みの1つとして、プロパー融資と保証付融資を組み合わせて中小企業の資金繰りを支援する保証制度を創設した。

成長発展支援保証制度「パートナーちば」はプロパー融資の残高が40%以上であることを要件として、保証料率を20%割引しており、平成29年11月の創設以来、平成29年度末までに599件235億円の保証承諾実績（借換を含む）を持つ。

これらは金融機関との対話を通じ、中小企業からの保証料の割高感解消・資金繰りの安定化等の要望に基づき創設された制度の一例である。

④熊本県信用保証協会

同協会では財務診断ツール（略称：McSS / Management consulting Support System）を使用した経営診断報告書を法人の全保証先に配布し、依頼に応じた訪問による説明、また、「小規模事業者」、「プロパー融資のない中小企業者」、「業績や回復が遅れている被災した中小企業者」を対象に、McSSを活用した助言・診断を行っている。

さらに、半期ごとにモニタリングしている大口先で評価カテゴリが2ランクダウンした先や、保証申込、決算書受入時において業績が悪化している先に対して専門家派遣の提案、実施を行っている。

家派遣に伴う経営改善のベストプラクティスの共有化には信用保証協会内で注力されるものの、むしろ金融機関との連携が今後強く推し進める施策で多く挙げられたのは確かである。

そのため、今後は我々中小企業診断士も専門家として中小企業支援のための信用保証協会のベストパートナーとして協調し、従来の形にとらわれず、ともに中小企業者に貢献できる形を考えていくことが今まで以上に重要になってくる。

4. 中小企業診断士の今後について

今般の法改正により、信用保証協会は中小企業の経営支援の分野を自ら強化することがさらに求められ、試行錯誤を続けている。経営アドバイザー資格・診断士資格の取得推進もしくは取得後の養成講座の創設がその一例だ。

一方で、信用保証協会に属していない中小企業診断士との協業・連携においては、専門

佐々木 祐人

（ささき ゆうと）

北海道出身。大学院修了後、大手電機メーカーに入社。上下水道インフラのセールスエンジニアとして、主に国内向けの製作仕様検討、工程管理、原価管理などに従事。2018年中小企業診断士登録。

